**平成２１年（フ）第８９８号**
広島市西区都町24番１号
債務者　東田順子こと　金　　貞順
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青谷　智晃
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月27日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１０１３号**
広島市西区己斐大迫３丁目14番５号
債務者　武田　　稔
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川栄治
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１１２２号**
広島県安芸郡坂町小屋浦２丁目46番３号
債務者　出下　幸夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　誠裕
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月23日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４６３号**
兵庫県姫路市新在家本町５丁目13番24号、住民票上の住所兵庫県姫路市呉服町35番地
債務者　伊澤　賢二
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成21年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月13日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第４７８号**
兵庫県高砂市米田町米田345番地の６
債務者　井上　哲朗
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　破産債権の届出期間　平成21年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月６日午前10時25分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第２３２号**
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目45番６号
債務者　新垣　盛春
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　昌樹
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第８８５号**
神戸市北区唐櫃台４丁目19番３号、従前の住所兵庫県芦屋市宮塚町13番３号
債務者　中嶋　政惠
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳田　栄二
4　破産債権の届出期間　平成21年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第４９３号**
兵庫県神崎郡神河町貝野637番地の４
債務者　古島　俊二
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　破産債権の届出期間　平成21年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第２６６号**
沖縄県糸満市字兼城821番地の12　Ｄ―35
債務者　宮平　初枝
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田盛清士
4　破産債権の届出期間　平成21年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２１年（フ）第３２８号**
函館市深堀町18番19―202号
債務者　對馬　和明
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第３２号**
群馬県館林市朝日町８番13号　森田ハイツＡ―２号棟
債務者　[redacted]田　　朔
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２１年（フ）第１２９号**
岩手県一関市室根町折壁字愛宕下79番地17
債務者　遠藤　美保
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部